

見 積 競 争 公 告

次のとおり見積競争に付します。

令和 6 年 7 月 23 日

全国健康保険協会岡山支部
支部長 國定 剛

1. 調達内容

(1) 調達件名及び予定数量

件 名 令和 6 年度 個人あて生活習慣病予防健診に係る受診勧奨封入封緘等業務委託
予定数量 12,000 件

(2) 調達概要 仕様書のとおり

(3) 委託期間 契約締結の日から令和 6 年 8 月 30 日まで

(4) 納入場所 全国健康保険協会が指定する場所

2. 見積競争参加資格

- (1) 全国健康保険協会会計細則第 30 条及び第 31 条に該当しない者であること。
- (2) 令和 4・5・6 年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一参加資格）において、「役務の提供等」の A、B、C 又は D の等級に格付けされ、中国地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) プライバシーマーク、ISO/IEC27001、JISQ27001 のうち、いずれかの認証を取得していること。
- (4) 本業務を実施する作業場所は中四国地域に限ること。また、作業場所は施錠可能である保管庫を有し、関係者以外の者の立ち入りを制限する等個人情報保護のための措置が講じられていること。
- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (6) 当該業務の主体的な部分を第三者に請け負わせてはならないこと。
- (7) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加指名停止措置を受けている期間中でないこと。
- (8) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていないものであること。

3. 見積方法

見積金額は、本件業務委託にかかる一切の諸経費を含めた 1 件当たり単価とする。上記競争参加資格を満たし、提出期限内に、最低価格かつ予算の範囲内で有効な見積書を提出した事業者を契約の相手方とする。

契約の相手方の決定に当たっては、見積書に記載された金額をもって判定を行うので、参加者は消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、税抜きの金額を見積書に記載すること。

4. 見積書の提出場所等

(1) 見積書提出場所及び仕様書配布場所

〒700-8506 岡山市北区本町 6-36 第一セントラルビル 1 号館 8 階
全国健康保険協会岡山支部 企画総務グループ 担当 小野
電話 086-803-5781（企画総務グループ）

(2) 仕様書の内容に対する問い合わせ先

全国健康保険協会岡山支部 保健グループ 担当 於保（おぼ）
電話 086-803-5784（保健グループ）

(3) 見積書提出期限

日時：令和 6 年 8 月 6 日（火）17 時 00 分（必着）

(4) 見積書と同時に提出が必要な書類

- ①厚生労働省競争参加資格（全省庁統一参加資格）の取得を証明する資格審査結果通知書の写し
- ②プライバシーマーク、ISO/IEC27001、JISQ27001 のいずれかの認証取得を確認できる書類の写し

5. その他

- (1) 見積書には、事業所所在地、事業所名称、代表者名を記載し、代表者印を押印して、全国健康保険協会岡山支部宛提出すること。
記載漏れ、押印漏れ又は判読不能のものは無効とする。
- (2) 提出後の見積書の差替え、変更又は取消しをすることはできない。
- (3) 予算の範囲内で最低価格かつ同価格の見積書の提出があった場合は、当支部が指定する日時場所において当該見積参加者にくじを引かせて業者を決定する。ただし、当該見積をした者のうち、くじを引かない者がいるときは、これに代わって見積事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (4) 見積結果については、別途参加者に電話連絡する。
- (5) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

- (6) 契約保証金 免除
- (7) 契約書作成の要否 要

【参考】全国健康保険協会会計細則（抜粋）

（競争に参加させることができない者）

第30条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる者

（競争に参加させないことができる者）

第31条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があつた後3年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- (1) 契約の履行にあたり故意に工事、製造その他の役務を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - (6) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
 - (7) 前各号のいずれかに該当する事実があつたことにより3年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
2. 企画総務部長等は、前項の規程に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。
3. 第1項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。